

事務連絡
令和6年6月26日

各都道府県防災担当部局 御中
各都道府県熱中症予防対策担当部局 御中

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）
消防庁国民保護・防災部防災課
消防庁救急企画室
厚生労働省健康・衛生局健康課
気象庁大気海洋部業務課

今夏の災害発生時における熱中症対策について（周知依頼）

熱中症対策の推進については平素より格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震をはじめ、近年、多くの災害が発生しているところですが、特に夏季の気温や湿度が高い日には、生活環境、作業内容、体調等の状況次第で被災住民やボランティア等の方々が熱中症にかかる危険性が高まるため、十分に対策を行うことが重要です。さらに停電等が発生し、冷房器具が使用できない状況においては一層注意が必要です。

このため、災害時の熱中症対策については、下記に御留意の上、防災担当部局と熱中症予防対策担当部局がよく連携して御対応いただきますようお願いします。また、これらに加えて、災害への備えの一環として、別紙1～5及び参考情報の内容について、貴管内の全ての市町村（特別区を含む。）及び関係機関に周知いただきますようお願いします。

記

1 令和5年5月に修正された「防災基本計画」においては、「夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。」との記載が盛り込まれている。災害時における熱中症予防のため、例えば、「災害時の熱中症予防」

リーフレット（別紙1参照）を活用し、

- ・涼しい服装、日傘や帽子、また、在宅避難等の場合はクーラーを積極的に活用し、暑さを避けること。停電が長引く可能性がある場合、特に高齢者、こども、障害者の方々は、冷房設備が稼働している避難所への避難も検討すること
- ・のどが渴いていなくてもこまめに水分・塩分をとること
- ・熱中症警戒アラートや暑さ指数を活用して、身の回りの暑さに関する情報を確認すること等を呼びかけることが重要である。また、災害に備えて平時より、別紙1～4を活用し熱中症についての普及啓発を実施するとともに、熱中症対策に資する備品等を準備しておくことや非常用電源等の確保を行うことも重要である。

2 災害等による停電によりエアコンが使用できない場合等の備えとして、熱中症環境保健マニュアル2022 III6.「自然災害時の注意事項」を参考に避難所の設置・運営を行うこと。

3 先般の「令和6年度における熱中症対策について（周知及び依頼）」（令和6年5月22日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡）等において依頼のとおり、各地域の熱中症対策を強化するため、関係部局がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めるようお願いする。この点については、令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」（以下「実行計画」という。）において、府内体制の整備、関係部局の連携強化の重要性について盛り込まれているほか、災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策の強化が記載されており、参考とされたい。

別紙1 災害時の熱中症予防 リーフレット

別紙2 熱中症予防行動 ポスター

別紙3 熱中症が増えています リーフレット

別紙4 エアコンが使用できないときの熱中症対策

別紙5 関係府省庁事務連絡「令和6年度における熱中症対策について（周知及び依頼）」

《本件照会先》

環境省：熱中症対策、普及啓発資料、暑さ指数（WBGT）に関すること

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室 五十嵐、程、崎枝、横山

電話：03-6206-1732

内閣府：避難生活に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）参事官（避難生活担当）伊藤、前原、藤川、坂本

電話：03-3501-5191

災害ボランティア等に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付 小林、前田、井口

電話：03-3502-6983

消防庁：自治体による避難所運営に関すること

消防庁国民保護・防災部防災課 福原、遠矢、石川

電話：03-5253-7525

熱中症による救急搬送状況に関すること

消防庁救急企画室 竹田、門口、坂上

電話：03-5253-7529

厚生労働省：熱中症対策、普及啓発資料に関すること

厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室 平戸、浦部

電話：03-3595-2190

気象庁：気象情報に関すること

気象庁大気海洋部業務課 米田、田崎

電話：03-3434-9055

《熱中症予防に関する参考情報》

環境省

- 热中症環境保健マニュアル 2022（III.6. 自然災害時の注意事項、P66～参照）
- 環境省のウェブサイト「環境省熱中症予防情報サイト」では各種普及啓発資料や、熱中症のかかりやすさを示す「暑さ指数（WBGT）」を公表しています。

「環境省熱中症予防情報サイト」 (<http://www.wbgt.env.go.jp/>) 検索 | 環境省 热中症



携帯電話用 QR コード



スマートフォン用 QR コード

<http://www.wbgt.env.go.jp/kt/>

<http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

- 「LINE アプリを活用した熱中症警戒アラート・暑さ指数の情報配信」

https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php



スマートフォン用 QR コード

- 高齢者のための熱中症対策 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/heatillness_leaflet_senior_2021.pdf

内閣府

- 内閣府のウェブサイト「防災情報のページ」の「公報・啓発活動」では、防災白書や広報誌に加えて、防災に関する普及啓発のためのパンフレットなどを掲載しています。

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/index.html>

消防庁

- 热中症情報 <https://www.fdma.go.jp/disaster/#anchor-07>

厚生労働省

- 厚生労働省のウェブサイト「熱中症関連情報」では、熱中症予防に対する厚生労働省の取組や、職場における労働衛生対策などを掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/index.html
- 热中症予防のために <https://www.mhlw.go.jp/content/001118195.pdf>

気象庁

- 気象庁のウェブサイト「熱中症から身を守るために」では、日々の気温の観測や予報、気象情報などへのリンクを掲載しています。 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html>

災害時の熱中症予防

～避難生活・片付け作業時の注意点～

内閣府
消防庁
厚生労働省
環境省

熱中症は、死に至る可能性のある重篤な病気ですが、適切な予防・対処を行えば、防ぐことができます。災害時には、慣れない環境や作業で熱中症のリスクは高くなりますので、お互いに声をかけながら、十分に注意しましょう。

1. 热中症を予防するためには…

① 暑さを避けましょう

涼しい服装、日傘や帽子、また、在宅避難等の場合はクーラーの積極的な活用を。
停電が長引く可能性がある場合、特に高齢者、こども、障害者の方々は、
冷房設備が稼働している避難所への避難も検討しましょう。



② のどが渴いていなくてもこまめに水分・塩分をとりましょう

③ 暑さに関する情報を確認しましょう

身の回りの気温・湿度・暑さ指数 (WBGT) (※) の確認を。
「熱中症警戒アラート」(令和3年度から全国展開) も活用を。



避難生活における注意点

- ◆被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により**熱中症のリスクが高くなる**可能性があります。避難生活では**普段以上に体調管理**を心掛けましょう。
- ◆**高齢者、こども、障害者**の方々は特に注意しましょう。

※やむを得ず車中泊をする場合、車両は**日陰や風通しの良い場所**に駐車しましょう。車用の**断熱シート等**も活用しましょう。また、**乳幼児等**を車の中で一人にさせないようにしましょう。夜間等寝るときはエンジン等をつけたままにすることは避けましょう。

片付け等の作業時の注意点

- ◆**作業開始前には必ず体調を確認**し、体調が悪い場合は作業を行わないようにしましょう。
- ◆できるだけ**2人以上で作業**を行い、作業中は**お互いの体調を確認**するようにしましょう。
- ◆**休憩・水分・塩分の補給**は、**一定時間毎に**とるようにしましょう。また、休憩時には、**日陰等の涼しい場所**を確保しましょう。
- ◆**暑い時間帯**の作業は**避けましょう**。
- ◆**汗をかいた時は水分・塩分の補給**も。

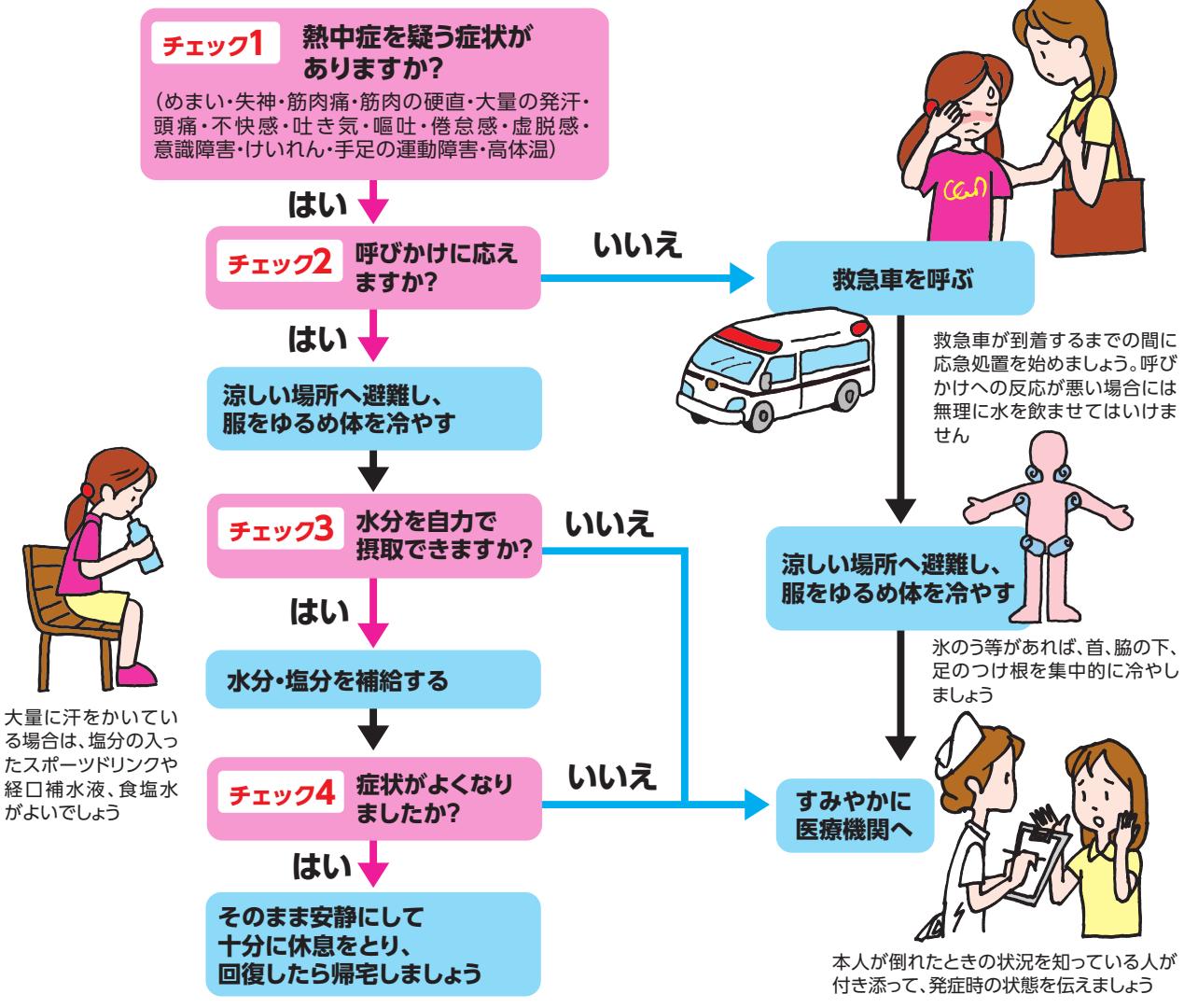
※「暑さ指数 (WBGT)」気温・湿度・輻射 (ふくしゃ) 熱からなる熱中症の危険性を示す指標。



2. 热中症が疑われるときには…

热中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。
落ち着いて、状況を確かめて対処しましょう。最初の措置が肝心です。



体温を効果的に下げるための方法の例

- ・上着を脱がせ、服をゆるめて風通しを良くする。
- ・皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機であおぐ。
- ・服の上から少しづつ冷やした水をかける。
- ・氷のうや冷えたペットボトルなどを、首、脇の下、足のつけ根にあてて冷やす。

「热中症警戒アラート^(*)」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

※热中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される日に発表する情報。令和3年度から全国展開。

QRコード→



熱中症 予防行動 とりましょう!



熱中症警戒アラート
をチェック!



見守り・声掛け!



適切に
エアコンを使おう!



こまめに
水分・塩分を補給!



熱中症は誰でも危険！油断は大敵です！

より詳しい情報は

熱中症予防情報サイト

検索





熱中症が 増えています

予防のためのポイント



熱中症警戒アラートを活用しましょう

アラート発表時には、

- のどが渴く前に水分・塩分を補給しましょう
- エアコンを適切に使用しましょう
- 高齢者等に声を掛けましょう
- 不要不急の外出は避けましょう
- 暑さ指数に応じて、外での運動は、原則、中止／延期をしましょう



「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

友達追加は
こちら →



エアコンをしっかり使いましょう

熱中症は室内でも夜でも発生し、命に関わる問題です

- 無理な節電をせず、夜もしっかり使用しましょう
- 日中はすだれなどで日差しを和らげるなど上手に使いましょう



注意!

停電時など、どうしても
エアコンが使えないときには

- 日光を遮り、風通しをよくしましょう
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぎましょう
- できる限り、冷房設備が稼働しているところへ避難しましょう
- 停電時の断水に備え、飲み水を備蓄しましょう
- 電力需給ひっ迫時には、浴槽やバケツに水を貯めておきましょう



政府の熱中症対策

熱中症予防情報サイト：熱中症警戒アラート・暑さ指数・熱中症予防に関する情報



高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

● 高齢者そのための熱中症対策



〈リーフレット〉

管理者がいる場等における熱中症対策の促進

● 学校関係の熱中症情報



● 農作業中の熱中症対策



● スポーツの熱中症対策



● 防災における熱中症対策



〈リーフレット〉

● 学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報



● 災害時情報提供アプリ「Safety tips」



For Android



For iPhone

地域における連携強化

● 热中症に関連する気象情報



● 夏季における熱中症による救急搬送状況



● 健康・医療関係の熱中症情報



その他

● エアコンの早期の試運転について



● ヒートアイランド対策



● 無理のない省エネ生活



マイボトルで
熱中症予防を！



こども家庭庁
こども家庭庁



内閣府



文部科学省



スポーツ庁



厚生労働省



MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries



経済産業省



国土交通省



観光庁



気象庁



環境省

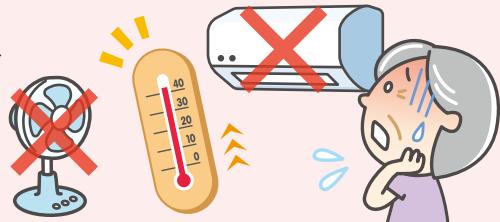
エアコンが使用できないときの 熱中症対策



エアコンが使用できないときの熱中症にご注意ください！

故障時や停電時など、エアコンが使用できないとき、熱中症リスクが高くなるため、注意しましょう。

熱中症による健康被害は、高齢者において多発しております。



体を冷やしましょう

- 涼しい服装に着替え、風通しをよくしましょう。
- のどが乾いていなくても、こまめに水分補給をしましょう。
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぐと熱が放散されます。
- 水道が使えるようなら、水浴び等で体を冷やしましょう。



涼しいところに避難しましょう

- 車内は短時間で気温が上昇しやすいため、車内への避難は可能な限り避けて、冷房設備が稼働している場所へ移動することをおすすめします。
- やむを得ず車内で過ごす場合は、たとえ短時間でも小さな子どものみを車内に残すことは大変危険であり、絶対にやめましょう。



普段から停電時などに備えましょう

停電時は断水が起こる可能性があります。

- 飲料や非常トイレ等を備蓄しましょう。
- 熱中症予防に利用できるように、浴槽やポリタンクに水を貯めておきましょう。
- 水をペットボトルに入れて凍らせておくと、もしものときに飲料にも冷却にも使って便利です。



「熱中症かも」と思ったら… 誰でもできる応急処置

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確かめて対処しましょう。最初の措置が肝心です。

チェック1 热中症を疑う症状がありますか？

(めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温)

はい

チェック2 呼びかけに応えますか？

はい

涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす



大量に汗をかいている場合は、塩分の入ったスポーツドリンクや経口補水液、食塩水がよいでしょう

チェック3 水分を自力で摂取できますか？

はい

水分・塩分を補給する

チェック4 症状がよくなりましたか？

はい

そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅しましょう

いいえ

救急車を呼ぶ



救急車が到着するまでの間に応急処置を始めましょう。呼びかけへの反応が悪い場合には無理に水を飲ませてはいけません



涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

氷のう等があれば、首、脇の下、足のつけ根を集中的に冷やしましょう



すみやかに医療機関へ

本人が倒れたときの状況を知っている人が付き添って、発症時の状態を伝えましょう

熱中症の詳しい情報については、熱中症予防情報サイトをご覧ください
環境省熱中症予防情報サイト：<https://www.wbgt.env.go.jp>



災害時等の熱中症対策に携わられる方へ



事務連絡
令和6年5月22日

各都道府県 熱中症予防対策担当部局 御中

内閣府孤独・孤立対策推進室
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）
こども家庭庁成育局安全対策課
消防庁救急企画室
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
スポーツ庁健康スポーツ課
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室
経済産業省大臣官房総務課
危機管理・災害対策室
国土交通省総合政策局環境政策課
観光庁旅行業務適正化指導室
気象庁大気海洋部業務課
環境省大臣官房環境保健部企画課
熱中症対策室
環境省地球環境局総務課
気候変動科学・適応室

令和6年度における熱中症対策について
(周知及び依頼)

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
気候変動の影響により、国内の熱中症による死者数は増加傾向が続いており、また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえて、熱中症対策を一層強化するための気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正気候変動適応法」という。）が令和5年4

月に成立し、令和6年4月に全面施行されました（改正気候変動適応法の主な内容等については「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和6年2月28日環保安発第2402282号環境省大臣官房環境保健部長通知。以下「施行通知」という。）【参考1】を御覧ください。）。

今年の夏は全国的に気温が高いと予想されております。政府としては、改正気候変動適応法に基づき熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報等の運用を着実に実施していくとともに、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月閣議決定）【参考2】に基づき、令和6年度「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、政府一体となった普及啓発を実施します。

各都道府県におかれましては、下記の内容を踏まえ、熱中症対策の推進に努めていただくとともに、本事務連絡を貴管内の全ての市町村（特別区を含む。）に対して周知いただくようお願いいたします。

記

1. 热中症警戒情報（热中症警戒アラート）及び热中症特别警戒情報（热中症特别警戒アラート）について

改正気候変動適応法において、「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法律に位置づけられるとともに（通称：熱中症警戒アラート）、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されました（通称：熱中症特別警戒アラート）。熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートに関連して各地方公共団体に実施していただきたいことについては、施行通知においてお示ししたところです。令和6年度の熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートについては、令和6年4月24日から運用を開始しています【参考3】ので、施行通知を改めて御確認の上、改正気候変動適応法に基づく対応に遺漏なきようお願いします。

2. 庁内体制の整備・庁内各課室の連携強化について

熱中症対策は、住民への呼びかけや極端な高温の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけや対策が極めて重要であることから、地域の関係主体の関与が不可欠であり、熱中症対策実行計画において、地方公共団体の基本的役割を定めています（熱中症対策実行計画第1章3（2）「地方公共団体の基本的役割」参照）。その上で、熱中症対策に関する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場等多岐にわたることから、関係部局が連携して対策を進めていくことが重要です。

「熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）」（令和5年6月23日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡）【参考4】及び施行通知において依頼のとおり、地方公共団体においては、各地域の対策を強化するため、関係部局がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対策

の連携等を図るべく取組を進めていただくようお願いいたします。

3. 熱中症予防強化キャンペーンについて

熱中症を予防するためには、全ての関係者が熱中症予防行動を理解、実践し、日頃から熱中症に対する備えを万全とすることが重要です。

政府は、熱中症対策実行計画に基づき、「熱中症予防強化キャンペーン」を毎年度4月～9月の期間で実施し、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施することとしています。令和6年度も、関係府省庁連携の下、効果的な普及啓発を展開することとしており、具体的な内容は、【参考5】【参考6】のとおりです。

地方公共団体においても、住民、特に高齢者等の熱中症弱者に対する熱中症予防行動の呼びかけや、事業者等における熱中症及び熱中症予防行動に関する理解の醸成を通じて、熱中症対策の推進に努めていただくようお願いします。

【参考 1】気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和 6 年 2 月 28 日環保安発第 2402282 号環境省大臣官房環境保健部長通知）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20240228_doc01.pdf

【参考 2】「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月閣議決定）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf

【参考 3】環境省報道発表（令和 6 年 4 月 16 日）：「熱中症特別警戒アラート」等の運用を開始します

https://www.env.go.jp/press/press_03083.html

【参考 4】「熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）」（令和 5 年 6 月 23 日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf

【参考5】令和6年度熱中症予防強化キャンペーン

今夏の熱中症予防強化キャンペーン 令和6年4～9月の実施予定表

- ◆ 熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施。
 - ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラート等を活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

訴求対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
国民全体		<p>熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等に）、 予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、地方公共団体や産業界からも発信 【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】</p> <p>熱中症警戒アラート（気象庁との共同発表）・熱中症特別警戒アラートの運用、暑さ指数の情報提供【環境省】</p>					
高齢者等 ・ 関係団体		<p>エアコンの早期試運転について業界団体から呼びかけ【事業者等】</p> <p>熱中症による死傷労働災害件数を公表【厚生労働省】</p> <p>熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡【厚生労働省・環境省】</p> <p>“エアコンの早期点検・使い方”について普及啓発【経済産業・環境省・事業者等】</p>	<p>熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】</p> <p>“節電にも配慮したエアコンの適切な使用”の普及啓発【経済産業省・環境省】</p> <p>大型ビジョンによる熱中症警戒アラート・暑さ指数・予防対策の発信【環境省】</p> <p>新国民運動・官民連携協議会を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】</p> <p>梅雨明け・熱中症注意の普及啓発【関係府省庁】</p> <p>各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】</p> <p>「水の週間」関連行事として打ち水の実施等による普及啓発【国土交通省】</p>	<p>天候等踏まえ適宜実施：“災害時の熱中症対策”【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】</p>			
地方公共 団体等			<p>熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡（第1弾）【厚生労働省・環境省】</p>	<p>高齢者福祉等の関係団体への見守り、声かけ依頼【内閣官房、厚生労働省、環境省】</p>	<p>熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡（第2弾）【厚生労働省・環境省】</p>		<p>高齢者向けのコンテンツをSNS等を活用し発信【環境省】</p>
学校・ スポーツ の管理者 等			<p>地域における熱中症対策の先進的な取組事例集等の一層の周知【環境省】</p> <p>地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象にした研修の実施【環境省】</p>	<p>熱中症対策・体制強化の依頼発出【関係府省庁】</p>	<p>都道府県に熱中症予防の普及啓発/注意喚起の事務連絡発出【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】</p>	<p>都道府県に熱中症予防の普及啓発/注意喚起の事務連絡発出【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】</p>	
労働者 ・ 農業 従事者		<p>STOP!熱中症 クールワークキャンペーン準備期間【厚生労働省】</p>	<p>STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】</p>				
		<p>熱中症予防等の啓発資料の作成【農林水産省】</p>		<p>MAFFアプリやSNS等を活用した情報発信【農林水産省】</p>			
		<p>熱中症対策ステッカーの作成・送付【農林水産省】</p>		<p>熱中症予防等に関するオンライン研修【農林水産省】</p>			

【参考6】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022年改訂）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual

- ・熱中症予防行動／ポスター
- ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- ・熱中症が増えています／リーフレット
- ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
- ・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- ・熱中症予防啓発ポスター
- ・予防啓発ビデオ
- ・熱中症対策リーフレット
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html>